

都市行政をめぐる最近の状況について

都市計画基本問題小委員会の再開について

○ 都市計画基本問題小委員会は、今日の都市計画基本問題(都市において現実に生じている、都市計画に起因し、又は関連する基本的かつ構造的な諸課題)について、社会経済情勢の変化により顕在化したもの、従来から構造的に生じているものを洗い出し、その解決に向けて講ずべき施策の方向性を幅広く検討するため、平成29年2月に設置。

これまでの開催状況

第1回 2017年2月15日
○小委員会設置の趣旨等、○都市をめぐる現状と課題、○都市のスポンジ化について

第2回 2017年3月3日
○都市のスポンジ化の現状と課題

第3回 2017年3月14日
○空き地等の有効活用方策、都市のスポンジ化の理論的分析について

第4回 2017年4月13日
○都市のスポンジ化の対策等について

第5回 2017年5月25日
○都市内における駐車場の現状と課題
○都市計画道路等の計画的整備及び管理に関する現状と課題 等

第6回 2017年6月29日
○論点整理、対策の方向性

第7回 2017年7月12日
○中間取りまとめ案

中間とりまとめ 2017年8月10日
○「都市のスポンジ化」への対応

第8回 2018年2月5日
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案について 他

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 2018年4月25日公布、7月15日施行

第9回 2019年2月20日
○第8回以降、事務局において検討した課題について
○コンパクトシティ政策について、○都市居住の安全確保について、○審議スケジュールについて

第10回 2019年3月13日
○コンパクトシティ政策について①

第11回 2019年3月29日
○コンパクトシティ政策について②

第12回 2019年4月16日
○都市居住の安全確保について①

第13回 2019年5月23日
○都市居住の安全確保について②
○コンパクトシティ政策に係る今後の対応の方向性について

第14回 2019年6月11日
○論点整理、対策の方向性

第15回 2019年6月28日
○中間とりまとめ(案)について

中間とりまとめ 2019年7月30日
○安全で豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりの更なる推進を目指して

第16回 2020年1月27日
○防災・減災等のための都市計画法・都市再生特別措置法等の改正内容(案)について

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 2020年6月10日公布、9月7日施行(一部の規定を除く)

今後の進め方

○本日の第17回において、最近の都市行政をめぐる動きについて事務局からご報告した後、フリーディスカッションを実施。
○委員各位のディスカッションも踏まえ、事務局にて今後ご議論いただくテーマについて検討する。

- 1. 都市計画基本問題小委員会でのこれまでの議論と最近の制度改正**
- 2. その他最近の動き**
- 3. 今後ご議論いただくに当たっての観点の例**

1. 都市計画基本問題小委員会でのこれまでの議論と最近の制度改正

➤ 「都市のスポンジ化」への対応

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 2018年4月25日公布、7月15日施行

➤ 安全で豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりの更なる推進を目指して

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 2020年6月10日公布、9月7日施行（一部の規定を除く）

➤ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（流域治水関連法）

2021年5月10日公布、7月15日施行（一部の規定を除く）

背景・必要性

人口増加社会では、都市計画に基づく規制を中心に開発意欲をコントロール
 ⇒人口減少社会では、開発意欲が低減し望ましい土地利用がなされない



都市のスポンジ化※ → コンパクト・プラス・ネットワークの推進に重大な支障

※都市のスポンジ化：都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生する現象

- 空き地(個人所有の宅地等に限る)は約44%増(約681km²→約981km²:大阪府の面積の約半分)(2003→2013年)
- 空き家は約50%増(約212万戸→約318万戸:ほぼ愛知県全域の世帯数)(2003年→2013年)

- ・ 生活利便性の低下
- ・ 治安・景観の悪化
- ・ 地域の魅力(地域バリュー)の低下

⇒ スポンジ化が一層進行する悪循環

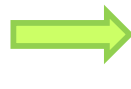
要因と対策のコンセプト

・地権者の利用動機の乏しさ
 →低未利用地のまま放置

・「小さく」「散在する」低未利用地の
 使い勝手の悪さ



行政から能動的に働きかけ、コーディネートと集約により土地を利用(所有と利用の分離)



地域コミュニティで考えて身の回りの公共空間を創出(まずは使う)



官民連携で都市機能をマネジメント

「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「未来投資戦略2017」、「新しい経済政策パッケージ」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、都市のスポンジ化対策、未利用資産の有効活用等を措置するよう位置付け

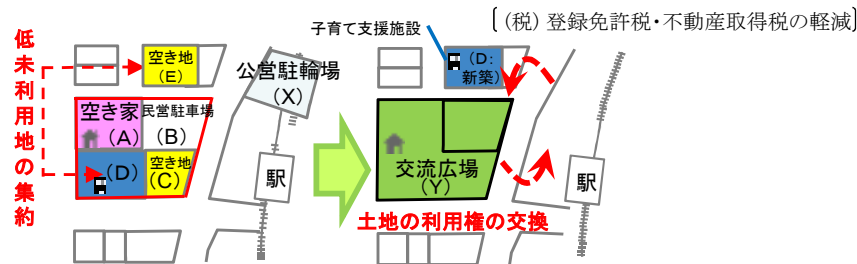
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

法律の概要

都市のスポンジ化対策（都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心に）

コーディネート・土地の集約

- 「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設
 - 低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、**所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成**
 - ※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能



- 都市再生推進法人(まちづくり団体等)の業務に、低未利用地の一時保有等を追加
 - 〔(税) 所得税等の軽減〕
- 土地区画整理事業の集約換地の特例
 - **低未利用地を柔軟に集約し、まちの顔となるような商業施設、医療施設等の敷地を確保**
 - 〔(予算) 都市開発資金貸付け
〔都市開発資金の貸付けに関する法律〕〕
- 市町村は、**低未利用土地利用等指針を作成し、低未利用地の管理について地権者に勧告が可能に**

身の回りの公共空間の創出

- 「立地誘導促進施設協定」制度の創設
 - 交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設(コモンズ)についての地権者による協定(承継効付)
 - ※ 周辺地権者の参加を市町村長が働きかけ
- 「都市計画協力団体」制度の創設
 - 都市計画の案の作成、意見の調整等を行う**住民団体、商店街組合等**を市町村長が指定(身の回りの都市計画の提案が可能に)



▶ 空き地や空き家を活用して交流広場・コミュニティ施設等を整備・管理



*長野市「パティオ大門」

*活性化施設(イメージ)

〔(税) 固定資産税の軽減〕

都市機能のマネジメント

- 「都市施設等整備協定」制度の創設
 - 民間が整備すべき都市計画に定められた施設(アクセス通路等)を確実に整備・維持
- 誘導すべき施設(商業施設、医療施設等)の休廃止届出制度の創設
 - 市町村長は、商業機能の維持等のため休廃止届出者に助言・勧告

都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上

公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置

1. 都市計画基本問題小委員会でのこれまでの議論と最近の制度改正

➤ 「都市のスポンジ化」への対応

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 2018年4月25日公布、7月15日施行

➤ 安全で豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりの更なる推進を目指して

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 2020年6月10日公布、9月7日施行（一部の規定を除く）

➤ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（流域治水関連法）

2021年5月10日公布、7月15日施行（一部の規定を除く）

<中間とりまとめのポイント>

- コンパクトシティの多岐にわたる意義等をわかりやすく再整理し、住民・行政等で共有。
- まちなか等の魅力の向上、市街地の拡散の抑制を車の両輪として各々の取組を強化。
- 分野や市町村域を超えた連携を進め、コンパクトシティを効果的に推進。新たに防災対策との連携強化も開始。

コンパクトシティの意義等を改めてわかりやすく整理・共有すること（中間とりまとめ1）

- コンパクトシティの意義は、生活サービスの維持、域内投資・消費の持続的確保、生産性向上、健康増進、財政健全化、環境保全、防災力強化など多岐にわたるもの。その価値観・ビジョンをわかりやすく整理し、住民、民間事業者、行政で共有。
- 今後のまちの見通し、実施すべき政策等の可視化や効果の把握、わかりやすい形での発信により、住民等の理解を促進。

立地適正化計画の制度・運用を不断に改善し、実効性を高めること（中間とりまとめ2）

- 客観的なデータ等に基づき、目標値や居住誘導区域の範囲を適切に設定し、住民へのアクセシビリティを確保。
- 居住誘導区域において、日常生活に必要な病院等の適切な立地を促進する等により、その魅力を向上。

居住誘導区域外に目配りすること（中間とりまとめ4）

- あるべき将来像を構築し、住民と共有。
- 新たなライフスタイルなど多様なニーズを取り入れた地域づくりを促進。
- 空き地等の発生による居住環境の悪化等を経過措置的に防止する仕組みを整備。
- 地域特性に応じよりきめ細やかに緑地や農地の保全に活用できる仕組みも検討。

市街地の拡散を抑制すること（中間とりまとめ5）

- 11号条例等について、廃止や開発許容区域の限定、地区計画の活用など、コンパクトシティや開発許可制度の趣旨に則った運用に適正化。

分野や市町村域を超えた連携を進めること（中間とりまとめ3）

- 総合的なまちづくりのビジョン、様々な分野の政策の推進基盤として、関連する計画や政策分野（公共交通、住宅、健康・医療等）との連携を強化。
- 市町村の単位を超えた広域連携を促進する仕組みを整備。
- 小規模市町村に対し、都市圏全体のコンパクトシティ政策への協力の働きかけや人的支援等を実施。

立地適正化計画等と防災対策を連携させること（中間とりまとめ6）

- 災害リスク評価の環境整備等により、土砂災害特別警戒区域等の居住誘導区域からの除外を徹底。
- 防災部局と連携し、居住誘導区域の内・外で、地域特性に応じた安全確保対策や優先順位の考え方等を立地適正化計画へ位置付け。
- ハザードエリアから居住誘導区域への自主的な移転を支援。
- 災害リスク情報の提供等により、不特定多数の者が利用する自己業務用建築物等の開発を抑制。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、**災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進**の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、**まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成**し、都市の魅力を向上させることが必要

⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

法律の概要

安全なまちづくり〔都市計画法、都市再生特別措置法〕

災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

○開発許可制度の見直し

- 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
- 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制

○住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

災害ハザードエリアからの移転の促進

○市町村による移転計画制度の創設

- 災害ハザードエリアからの円滑な移転を（予算）防災集団移転の戸数要件の緩和（10戸→5戸）など住宅、病院等の移転に対する支援支援するための計画を作成

災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
 - 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
- ⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等
- 〈災害レッドゾーン〉

 - ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
 - ・土砂災害特別警戒区域
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域

〈災害イエローゾーン〉

 - ・災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）

魅力的なまちづくり〔都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法〕

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画

○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出
- 例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
- （予算）公共空間リノベーションへの交付金等による支援
- （税制）公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減

-まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入

○まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進

- 都市再生推進法人*のコーディネートによる道路・公園の占有手続の円滑化
- *都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）
- （予算）官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
- （予算）都市再生推進法人への低利貸付による支援

居住エリアの環境向上

○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
- ⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等



【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現
- （KPI）防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年〔2021年:100件 ↗ 2025年:600件〕）
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現
- （KPI）「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制

（開発許可の見直し） ※令和4年4月施行予定

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<災害イエローゾーン>

-市街化調整区域における住宅等の**開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区域	対応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を原則禁止
災害イエローゾーン	市街化調整区域 開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・浸水被害防止区域
- ※R3年法改正により追加

災害イエローゾーン

- ・土砂災害警戒区域
- ・浸水想定区域（洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る。）



◆立地適正化計画の強化

（防災を主流化）

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外** ※令和3年10月施行

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成 ※令和2年9月施行

- 〔避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等〕

【都市再生特別措置法】

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による**防災移転支援計画**

※令和2年9月施行

〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等〕

【都市再生特別措置法】

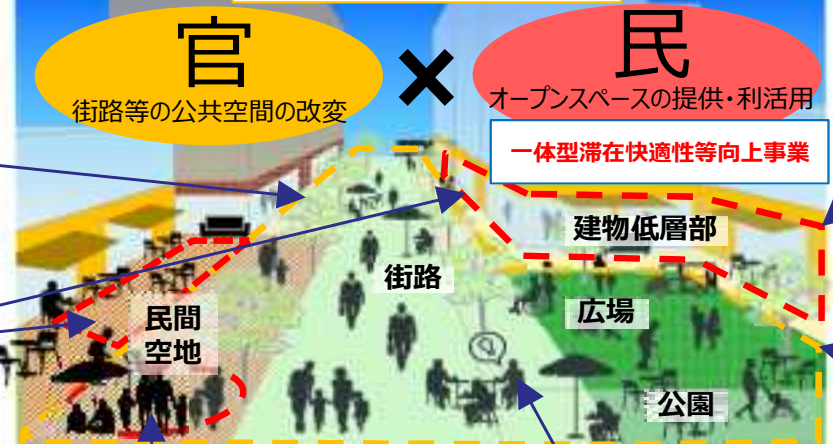
※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 災害イエローゾーン

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、**法律・予算・税制等のパッケージ**により支援

滞在快適性等向上区域



・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）

[予算] 交付金等による支援

・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）

・民間事業者による民地部分のオープンスペース化（①）や建物低層部のガラス張り化等（②）

[税制] 固定資産税の軽減
[予算] 補助金による支援

・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置

・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等を実施

* 都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）

[金融] 低利貸付による支援

・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続きを一括して対応

・市町村都市再生協議会の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に

①：協議会を組織できる者 ○
②：①の者が必要があると認める場合に、協議会構成員に追加することができる者 ○
(下線：新たに明記)



1. 都市計画基本問題小委員会でのこれまでの議論と最近の制度改正

➤ 「都市のスポンジ化」への対応

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 2018年4月25日公布、7月15日施行

➤ 安全で豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりの更なる推進を目指して

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 2020年6月10日公布、9月7日施行（一部の規定を除く）

➤ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（流域治水関連法）

2021年5月10日公布、7月15日施行（一部の規定を除く）

気候変動の影響

速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急に実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を速やかに実施
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
- 〔 国管理河川で**戦後最大規模洪水**に、都市機能集積地区等で**既往最大降雨**による内水被害に対応

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組「流域治水関連法」の整備が必要



流域治水関連法の概要

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、4本の柱により、以下の9法律を一体的に改正

①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

— 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

— 国、都道府県、市町村等の**関係者が一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用**等を協議
— 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

2. 氾濫をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

— **利水ダム等の事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
— **下水道**で浸水被害を防ぐべき**目標降雨**を計画に位置付け、整備を加速
— 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

— **貯留機能保全区域**を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
— **都市部の緑地**を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
— **認定制度、補助、税制特例**により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援

3. 被害対象を減少させるための対策

【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

— **浸水被害防止区域**を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
— **防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充**等により、危険エリアからの移転を促進
— **災害時の避難先となる拠点の整備**や**地区単位の浸水対策**により、市街地の安全性を強化

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【水防法、土砂災害防止法、河川法】

— 洪水等に対応した**ハザードマップの作成**を**中小河川等**まで拡大し、リスク情報空白域を解消
— 要配慮者利用施設に係る**避難計画・訓練**に対する**市町村の助言・勧告**によって、避難の実効性確保
— 国土交通大臣による**権限代行の対象**を拡大し、災害で堆積した**土砂の撤去**、**準用河川**を追加

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数:2,092河川(2020年度)⇒約17,000河川(2025年度)

防災・減災を主流化したまちづくりの推進

○ 頻発・激甚化する自然災害へ対応するため、防災・減災を主流化したまちづくりを推進

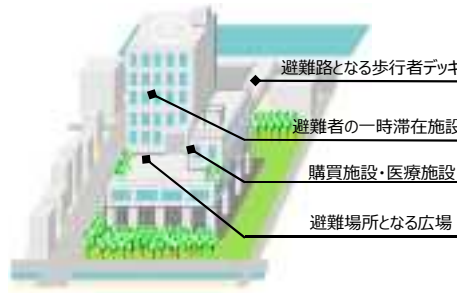
流域治水関連法（※）都市関係改正内容（令和3年5月10日公布）

（※）特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

◆市街地の安全性の強化

【災害時の避難先となる拠点の整備】

水災害等の発生時に
住民などの避難・滞在の拠点となる施設
（ホール、スーパー、病院等）を
都市計画に位置付け、
一体の施設として計画的に整備【都市計画法】



歩行者デッキ
歩行者デッキで高層階や堤防と連結し、移動経路を確保



避難者の一時滞在施設
浸水時の避難者の一時滞在場所を確保



避難場所となる広場
屋上の広場は浸水時に一時避難場所として活用

【地区単位の浸水対策の推進】

- 敷地の嵩上げや住宅の居室の高床化を地区単位でルール化することを可能に
- 防災の観点から必要な避難施設・避難路や雨水貯留浸透施設を地区計画に位置付けることで、その整備を担保【都市計画法】



高床化



避難施設



雨水貯留浸透施設

◆危険なエリアからの移転の促進

（防災集団移転促進事業の充実）

- 移転の対象となるエリア（移転促進区域）の要件を拡充

【現行の移転促進区域】

災害が発生した地域
災害危険区域

【追加する移転促進区域】

浸水被害防止区域
地すべり防止区域
急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害特別警戒区域



- 事業の担い手を都道府県・URに拡充
- 事業による住宅団地の整備に併せて移転する要配慮者施設の土地について、その整備費を支援対象に追加。

【防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律】

◆グリーンインフラの活用【都市部の緑地の保全】

特別緑地保全地区の指定の対象となる緑地として雨水貯留浸透能力の高い緑地を追加

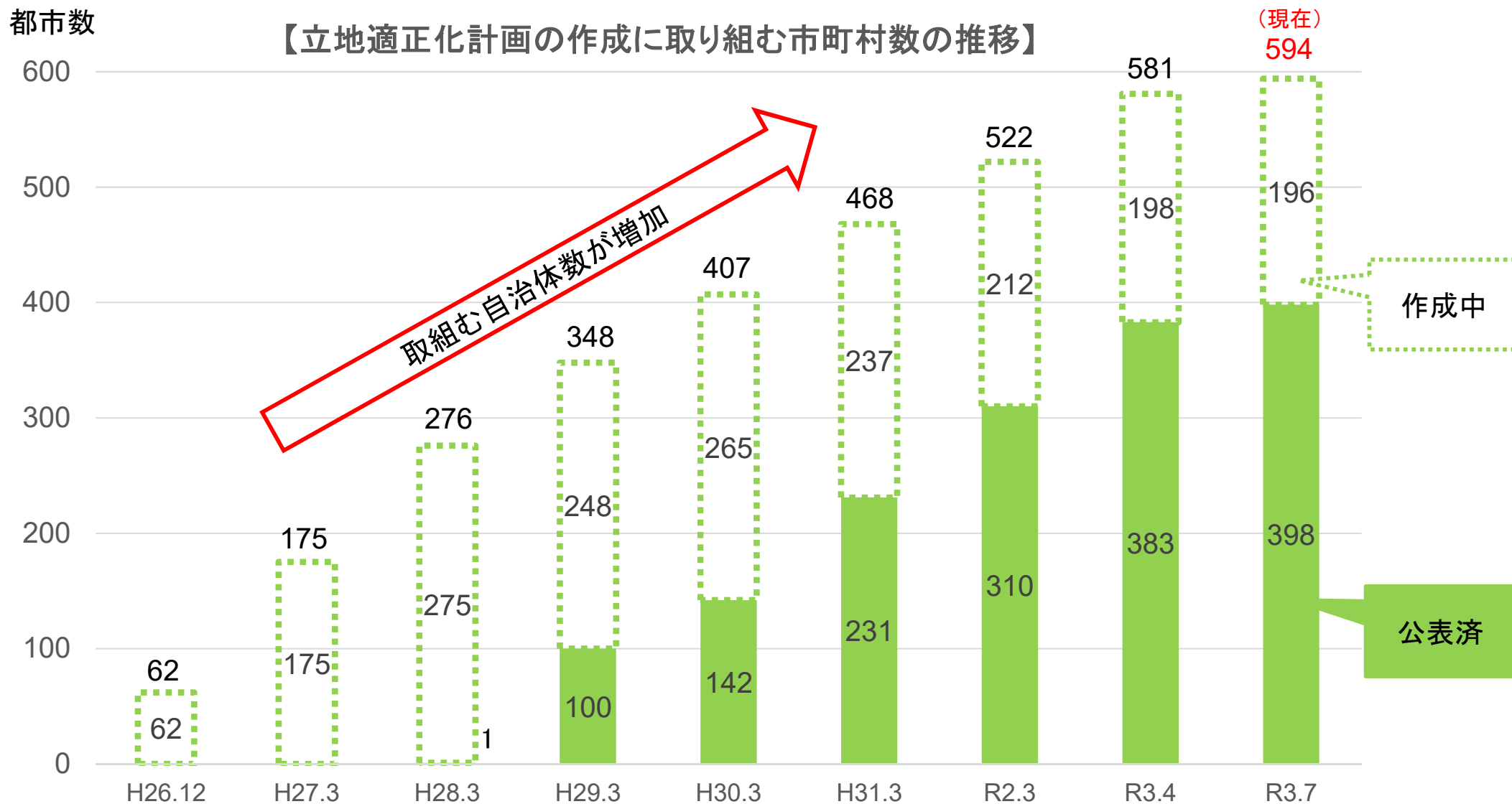


今回新たに特別緑地保全地区として追加する雨水貯留浸透能力の高い緑地のイメージ

【都市緑地法】

立地適正化計画作成市町村数の推移

○**594都市**が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(令和3年7月31日時点)
 ○このうち、**398都市**が計画を作成・公表。



立地適正化計画の作成状況

○594都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。(令和3年7月31日時点)

○このうち、398都市が計画を作成・公表。

※令和3年7月31日までに立地適正化計画を作成・公表の都市(オレンジマーカー)、防災指針を作成・公表の都市(青太枠:23都市)
都市機能誘導区域、居住誘導区域ともに設定した市町村(赤字:395都市)、都市機能誘導区域のみ設定した市町村(青字:3都市)(令和3年7月31日時点)

北海道	弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 むつ市 田舎館村 野辺地町 七戸町 おいらせ町 五戸町 階上町	上市市 村山市 長井市 天童市 尾花沢市 南陽市 中山町 大江町 大石田町 高島町 白鷹町	那珂市 坂東市 かすみがらみ市 神栖市 鉾田市 つばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 阿見町	邑楽町 さいたま市 川越市 熊谷市 秩父市 所沢市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 深谷市	酒々井町 栄町 芝山町 八王子市 府中市 調布市 日野市 福生市 狛江市 西東京市	田上町 湯沢町 富山市 富山市 高岡市 魚津市 氷見市 黒部市 小矢部市 射水市 入善町 朝日町	松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市	掛川市 藤枝市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 函南町 清水町 長泉町 森町	東浦町 三重県 津市 四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 名張市 亀山市 熊野市 伊賀市 朝日町	枚方市 茨木市 八尾市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 大東市 和泉市 箕面市 門真市 摂津市 高石市 東大阪市 阪南市 島本町 熊取町	王寺町 広陵町 和歌山県 和歌山市 海南市 有田市 新宮市 湯浅町	海田町 熊野町 山口県 下関市 宇部市 山口市 萩市 防府市 下松市 岩国市 光市 柳井市 周南市	土佐市 須崎市 四万十市 いの町 福岡県 北九州市 大牟田市 久留米市 直方市 飯塚市 田川市 八女市 筑後市 行橋市 小郡市 宗像市 太宰府市 朝倉市 那珂川市 新宮町 岡垣町 鞍手町	大分県 大分市 別府市 中津市 佐伯市 臼杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 豊後大野市 由布市 国東市 玖珠町 宮崎県 宮崎市 都城市 日向市 串間市 三股町 国富町 綾町 川南町 高千穂町 鹿児島県 鹿児島市 鹿屋市 西之表市 薩摩川内市 曾於市 霧島市 いちき串木野市 奄美市 姪良市 徳之島町																			
岩手県	盛岡市 大船渡市 花巻市 北上市 二戸市 八幡平市 奥州市 磐石町 山田町 野田村	福島県 福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 二本松市 田村市 国見町 猪苗代町 矢吹町	栃木県 宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市	群馬県 前橋市 高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市 吉岡町 明和町 千代田町	千葉県 千葉市 船橋市 木更津市 松戸市 成田市 佐倉市 習志野市 柏市 市原市 流山市 君津市	茨城県 水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 芳賀町	新潟県 新潟市 長岡市 三条市 柏崎市 新発田市 小千谷市 十日町市 見附市 燕市 糸魚川市 妙高市 五泉市 上越市 阿賀野市 魚沼市 南魚沼市 胎内市	富山県 富山市 高岡市 魚津市 氷見市 黒部市 小矢部市 射水市 入善町 朝日町	石川県 金沢市 小松市 輪島市 加賀市 羽咋市 白山市 野々市市 穴水町	福井県 福井市 敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 越前町 美浜町 高浜町	岐阜県 岐阜市 大垣市 多治見市 関市 中津川市 瑞浪市 美濃加茂市 各務原市 大野町	静岡県 静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市	山梨県 甲府市 山梨市 大月市 韮崎市 上野原市 甲州市	長野県 長野市	愛知県 名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 豊川市 津島市 刈谷市 豊田市 安城市 蒲郡市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 新城市 東海市 大府市	京都府 京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 南丹市	大阪府 堺市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 守口市	兵庫県 神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 高砂市 朝来市 たつの市 福崎町 太子町	奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 桜井市 五條市 御所市 葛城市 宇陀市 川西町 田原本町	和歌山県 和歌山市 海南市 有田市 新宮市 湯浅町	鳥取県 鳥取市 米子市	島根県 松江市 益田市 大田市 江津市 雲南市 隠岐の島町	岡山県 岡山市 倉敷市 津山市 笠岡市 総社市 高梁市 新見市 備前市 赤磐市 真庭市 矢掛町	広島県 広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 府中市 庄原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市	徳島県 徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 吉野川市	香川県 高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 さぬき市 三豊市 土庄町 多度津町	愛媛県 松山市 宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市 大洲市 伊予市 四国中央市 西予市 久万高原町	高知県 高知市 南国市	福岡県 北九州市 大牟田市 久留米市 直方市 飯塚市 田川市 八女市 筑後市 行橋市 小郡市 宗像市 太宰府市 朝倉市 那珂川市 新宮町 岡垣町 鞍手町	佐賀県 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 基山町	長崎県 長崎市 佐世保市 大村市 対馬市 時津町 佐々町	熊本県 熊本市 荒尾市 玉名市 菊池市 宇城市 益城町	沖縄県 那覇市 石垣市

合計594都市

立地適正化計画の広域連携に向けた取組

- 立地適正化計画の広域連携に向けた取組を強化するため、これまでも随時、施策の見直しを実施。特に、令和2年度においては、法律・運用指針等を改正し、今後、取組の促進が期待

- 平成26年度

- 【法律】立地適正化計画制度創設（都市再生特別措置法改正）

- 平成27年度

- 【予算】コンパクトシティ形成支援事業において、立地適正化計画の広域連携に向けて、「**広域的な立地適正化の方針**」の策定経費を補助対象化

- 平成29年度

- 【予算】都市再構築戦略事業（現・都市構造再編集中支援事業）において、**複数市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同で活用・整備する施設を整備する場合、誘導施設 1 箇所における整備に要する費用の限度を21億円→30億円にかさ上げ**

- 令和2年度

- 【法律】・**立地適正化計画を複数市町村で共同作成できることを法制化**（都市再生特別措置法改正）

- 【運用】・法改正にあわせて、「都市計画運用指針」、「立地適正化計画作成の手引き」において、**広域連携による取組の記載を充実**し、自治体に対する指導・助言を強化

- 【予算】・コンパクトシティ形成支援事業において、複数市町村が共同して立地適正化計画を策定する場合、支援対象に「**市町村都市再生協議会（県や市町村等による協議会）**」を追加

- ・都市構造再編集中支援事業において、三大都市圏の政令市のうち、**周辺市町村と連携した立地適正化計画を作成した中枢中核都市及び当該都市の民間事業者等**について、周辺市町村と機能分担して共同で活用・整備する施設を整備する場合、支援対象に「**誘導施設**」を追加

中播磨圏域（姫路市、たつの市、太子町、福崎町）の立地適正化の方針

広域連携 複数自治体による広域的な立地適正化の方針の策定

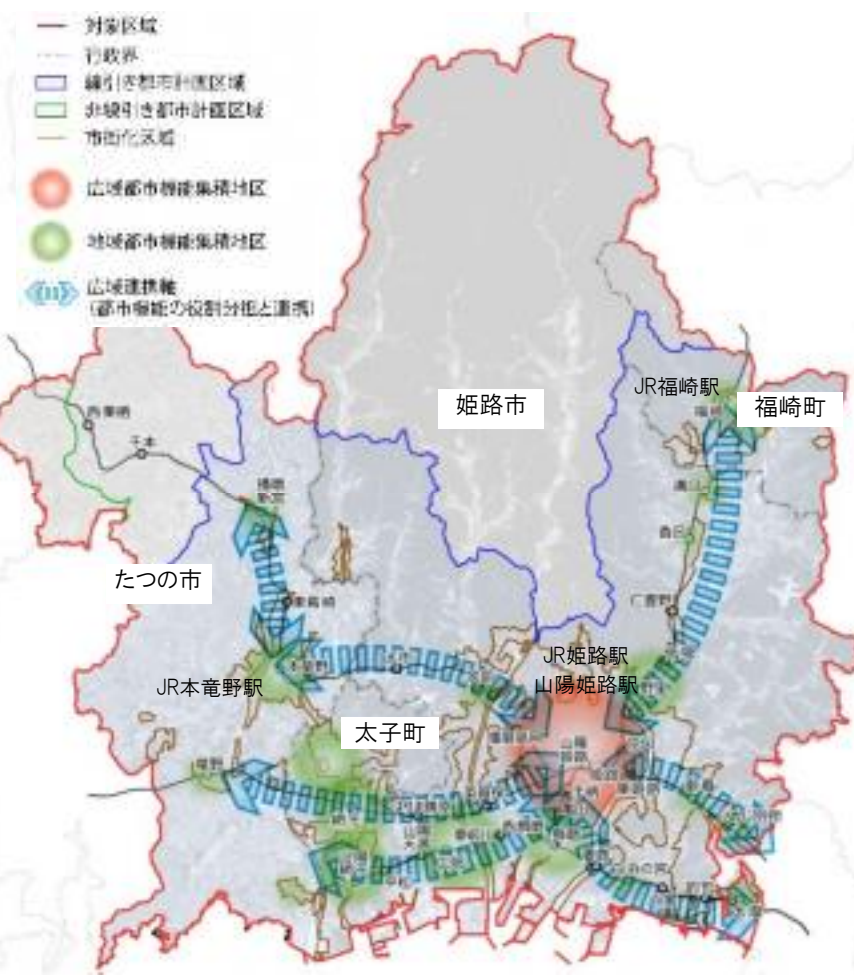
背景・課題

- ・人口減少・高齢化を背景に、鉄道路線を軸として沿線自治体が必要な都市機能を分担・連携することの必要性が増大。
- ・平成27年以降、沿線自治体や交通事業者からなる勉強会・協議会を設立し、各都市の役割分担や連携のあり方について検討。

- ・広域的な都市機能の集積を図るべき地区を姫路駅周辺、その他の地域的な都市機能の集積を図るべき地区を各拠点に設定し、公共交通の利便性や現状の施設立地状況を踏まえつつ、高次都市機能増進施設の役割分担を整理し、公共交通事業者も参加して広域方針を作成。
- ・公共交通事業者と協力して今後の公共交通の利活用促進を目指しつつ、広域方針と整合した立地適正化計画を各市町ごとに作成。

○立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の策定状況

都市名	立地適正化計画	地域公共交通網形成計画
姫路市	H30.3	H28.2
たつの市	H29.3	H29.3
太子町	H30.7	-
福崎町	H29.3	H30.3



役割分担 【都市機能の役割分担と連携(都市機能集積地区の位置づけ)】

広域都市機能集積地区(姫路駅周辺)
 姫路駅前に大規模店舗、医療系専門学校を誘致、民間病院と公営病院を統廃合等により、高度で多様な都市機能の強化を図るとともに、国際競争力の強化や県を代表する顔としてふさわしい風格のある都市空間の形成を図る。

地域都市機能集積地区
 広域都市機能集積地区と連携しつつ、広域行政機関(国県機関)、高度医療施設、大規模商業施設等の高度な都市機能を役割分担し、維持・充実を図る。
 また、他の地区との距離を勘案した配置や、連携による相互補完についても考慮する。

姫路市(姫路駅周辺)

姫路市(飾磨駅、野里駅、網干駅、山陽網干駅、広畑駅・夢前川駅、はりま勝原駅 等)
 たつの市(本竜野駅・市役所周辺、竜野駅 等)
 太子町(役場周辺)
 福崎町(福崎駅、役場周辺)

<高次都市機能増進施設の設定及び役割分担>

分野	高次都市機能	役割分担
医療機関	三次救急医療機関(救命救急センター)	姫路市
	二次救急医療機関	姫路市・たつの市
教育機関	大学	姫路市・福崎町
	短期大学	姫路市
	専修学校	姫路市
スポーツ施設等	総合公園	姫路市・たつの市・太子町
主要コンベンション施設		姫路市
商業施設	百貨店、大型SC等	姫路市・たつの市

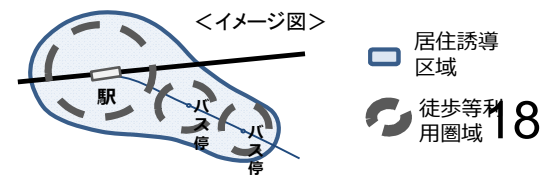
●周辺都市との公共交通施策の連携

福崎町地域公共交通網形成計画
 姫路市と連携し、公共交通空白地で新たなバス路線を運行することで、福崎町、姫路市の双方にある移動・通勤等需要や、潜在的な利用者の創出を図る。

○**広域での地域公共交通網形成計画**
 令和2年度の姫路市地域公共交通網形成計画の改訂にあわせて、2市2町での広域的な交通の方針の作成に向けて調整中。

居住推進 【公共交通利便性の高い区域への居住推進】

- ・鉄道駅等周辺に集積する広域・地域都市機能の利便性を活かした居住の推進を図る。
- ・鉄道駅からの徒歩圏や、鉄道駅にバス利用でアクセス可能な圏域を基本として、各都市が居住誘導区域を設定。



2. その他最近の動き

- **新型コロナ危機を契機としたまちづくり**
 - ・「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」（論点整理）
 - ・デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

- **まちづくりのデジタル化**
 - ・スマートシティ
 - ・3D都市モデル Project PLATEAU（プラトー）

新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（R2.8公表・概要）

新型コロナ危機を契機に、今後、都市のあり方はどう変化するのか、都市政策のあり方はどうあるべきかについて、医療、働き方など、幅広い有識者の方、計61名からご意見を伺い、論点整理として公表（R2.8.31）

＜都市をめぐるニーズ等の変化＞

- 職住近接のニーズが高まり、働く場と居住の場が融合していく可能性
- オフィス需要に変化が生じる可能性
老朽中小ビルなどは余剰が発生する可能性
- 東京一極集中の是正が進みやすくなる可能性
- ゆとりあるオープンスペースへのニーズの高まり

等

＜今後の都市政策の方向性＞

人や機能等を集積させる都市そのものの重要性に変わりはなく、国際競争力強化やウォーカブルなまちづくり、コンパクトシティ、スマートシティの推進は引き続き必要。こうした都市政策の推進に当たっては、新型コロナ危機を契機として生じた変化に対応することが必要

- 大都市では、クリエイティブ人材を惹きつける良質なオフィス、住環境、文化・エンタメ機能等を備えることが求められる
- 郊外や地方都市では、住む、働く、憩いといった様々な機能を備えることが求められる
- 老朽ストックを更新し、ニューノーマルに対応した機能（住宅、サテライトオフィス等）が提供されるリニューアルを促進することが求められる
- 郊外や地方都市でも必要な公共交通サービスが提供されるよう、まちづくりと一体となった総合的な交通戦略が求められる
- 街路空間、公園、緑地、民間空地などまちに存在する様々な緑やオープンスペースを柔軟に活用することが求められる
- 様々なニーズ、変化、リスクに対応できる柔軟性・冗長性を備えた都市であることが求められる

等



良質なオフィス、テレワーク環境



子育て施設の充実



都市空間のゆとり



ウォーカブルな歩行空間



身近なオープンスペース



屋外でのオフィス空間設置実験

具体的方策を検討するため、有識者からなる「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」を設置（R2.10）。

新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性 (R2.8公表・概要)

■ご意見をお伺いした方々 ※50音順、敬称略

会田 和子 (株)いわきテレワークセンター代表取締役
秋田 典子 千葉大学大学院園芸学研究科准教授
浅見 泰司 東京大学大学院工学系研究科教授
東 博暢 (株)日本総合研究所 プリンシパル/ Incubation & Innovation Initiative 代表
飯塚 洋史 quod, LLC共同代表
石川 善樹 (公財)Well-being for Planet Earth代表理事
石田 東生 筑波大学名誉教授
泉山 壘威 日本大学理工学部助教・(一社)ソトノバ共同代表理事
市川 宏雄 明治大学名誉教授
伊藤 香織 東京理科大学理工学部建築学科教授
入山 章栄 早稲田大学大学院経営管理研究科教授
岩崎 正夫 まちづくり福井(株)代表取締役社長
植松 宏之 (一社)大阪梅田エリアマネジメント代表理事
大阪大学コミュニケーションデザインセンター招聘教授
梅澤 高明 A.T.カーニー日本法人会長
大島 芳彦 (株)ブルースタジオ専務取締役
奥森 清喜 (株)日建設計執行役員
加藤 孝明 東京大学生産技術研究所教授/社会科学研究科特任教授
岸井 隆幸 日本大学理工学部土木工学科特任教授
北崎 朋希 筑波大学システム情報系社会工学域非常勤講師
苦瀬 博仁 流通経済大学流通情報学部教授
久野 譜也 筑波大学人間総合科学学術院教授
隈 研吾 建築家、東京大学特別教授・名誉教授
越塚 登 東京大学大学院情報学環教授
佐藤 留美 NPO法人Green Connection TOKYO代表理事
佐土原 聡 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授
島田 智里 ニューヨーク市公園局
島原 万丈 (株)LIFULL LIFULL HOME'S総研所長
白鳥 健志 前札幌駅前通まちづくり(株)社長
鈴木 亮平 NPO法人urban design partners balloon理事長
清古 愛弓 葛飾区健康部長(葛飾区保健所長兼務)

武井 浩三 (一社)不動産テック代表理事
谷口 綾子 筑波大学大学院システム情報系教授
谷口 守 筑波大学システム情報系社会工学域教授
出口 敦 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
東浦 亮典 東急(株)執行役員渋谷開発事業部長
内藤 廣 建築家、東京大学名誉教授
中林 一樹 東京都立大学名誉教授
中村 文彦 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授・副学長
中山 靖史 (独)都市再生機構都市再生部事業企画室長
西浦 定継 明星大学建築学部建築学科教授
西村 浩 (株)ワークヴィジョンズ代表取締役
羽藤 英二 東京大学大学院工学系研究科教授
馬場 正尊 東北芸術工科大学デザイン工学部建築・環境デザイン学科教授
原口 真 MS&ADインターリスク総研(株)フェロー
福岡 孝則 東京農業大学地域環境科学部造園科学科准教授
藤井 健 (株)東急総合研究所顧問
藤村 龍至 東京藝術大学大学院美術研究科准教授
牧村 和彦 (一財)計量計画研究所理事
三浦 詩乃 東京大学大学院新領域創成科学研究科特任助教
三輪 律江 横浜市立大学大学院都市社会文化研究科准教授
村木 美貴 千葉大学大学院工学研究院教授
村山 顕人 東京大学大学院工学系研究科准教授
森本 章倫 早稲田大学理工学術院教授
保井 美樹 法政大学現代福祉学部・人間社会研究科教授
山崎 亮 (株)studio-L代表、慶應義塾大学特別招聘教授
横澤 大輔 (株)ドワンゴ専務取締役CCO
横張 真 東京大学大学院工学系研究科教授
四柳 宏 東京大学医科学研究所先端医療研究センター教授
涌井 史郎 東京都市大学特別教授
和田 耕治 国際医療福祉大学医学部公衆衛生学教授
和田 真治 南海電気鉄道株式会社執行役員まちづくり創造室長

※他、地方公共団体、都市開発・公共交通・情報通信関係事業者の方々にご協力いただいた。

- ・ デジタル化の急速な進展や新型コロナ危機がもたらすニューノーマルなどを背景に、市民の生活スタイルや社会経済システムはドラスティックに変容。
- ・ 最近の都市政策の動向等を踏まえ、社会的変化に対応しつつ、都市アセットの利活用を通じた市民のQoL (Quality of Life) の大幅な向上を図るため、今後目指すべきまちづくりの方向性はどのように変化していくのか、これを実現するための都市政策をどのように変革していくべきかについて検討

【1. 検討事項】

(1) 目指すべきまちづくりの方向性

- ・ デジタル化の急速な進展やニューノーマルへの対応により、生活スタイルや都市活動にどのような変化が生じているのか。
- ・ こうした生活スタイルや都市活動の変化により、今後目指すべきまちづくりの方向性はどのように変化していくのか。

(2) 目指すべきまちづくりの方向性を実現するための都市政策のあり方

- ・ 都市アセットの利活用や都市サービスのあり方
- ・ まちづくりに関するデータの利用環境の改善
- ・ まちづくりの担い手、検討プロセス、支援策等のあり方

【3. スケジュール】

- ・ 第1回 令和2年10月6日(火)
- ・ 第2回 11月13日(金)
- ・ 第3回 12月10日(木)
- ・ 第4回 令和3年1月12日(火)
- ・ 第5回 2月22日(月)
- ・ 第6回 3月22日(月)
- ・ 中間とりまとめ 4月6日(火)

【2. メンバー】

- | | |
|-------|----------------------------|
| 出口敦 | 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授 【座長】 |
| 秋田典子 | 千葉大学大学院 園芸学研究科 教授 |
| 伊藤香織 | 東京理科大学 理工学部 教授 |
| 梅澤高明 | A.T.カーニー日本法人会長/CIC Japan会長 |
| 坂井文 | 東京都市大学 都市生活学部 教授 |
| 関本義秀 | 東京大学 空間情報科学研究センター 教授 |
| 谷口守 | 筑波大学大学院 システム情報系 教授 |
| 中川雅之 | 日本大学 経済学部 教授 |
| 中村彰二郎 | アクセンチュア・イノベーションセンター福島センター長 |
| 馬場正尊 | 東北芸術工科大学デザイン工学部 教授 |
| 村木美貴 | 千葉大学大学院 工学研究科 教授 |

【オブザーバー】 (一社) 日本経済団体連合会、
(一社) 不動産協会、(独) 都市再生機構

【関係省庁】 内閣府、総務省、経済産業省、
国土交通省大臣官房技術調査課、総合政策局
公共交通・物流政策審議官部門、国土政策
局、住宅局

【事務局】 国土交通省都市局

新型コロナ危機を契機に生じた変化

- 新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、**人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）**。
これに伴い、ワークライフバランスの重視など、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が**変化・多様化**。
- 「働く」「暮らす」場である都市に対するニーズも**変化・多様化**。職住遊学の融合、自宅以外のワークプレイス、ゆとりある屋外空間の構築などが求められるように。



➡ **二地域居住をはじめ、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方の選択肢を提供していくことが必要**

目指すべきまちづくりの方向性

市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える
（人間中心・市民目線のまちづくりの深化）

ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施
（機動的なまちづくりの実現）

地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応えていくことが重要

都市アセットを「使う」「活かす」



公・民・学の多様な関係者が連携してまちのビジョンを共有

〔イメージ〕



職住遊学の融合など、官民の都市アセットの一体的利活用による空間づくり



空き家を coworkingスペースにするなど、都市アセットのリノベーション



街路⇄オープンスペースなど、都市アセットを可変的・柔軟に利活用



スピーディーに「動く」

公園などまちなかでの社会実験の実施



デジタル技術・データを「使いこなす」

データを活用したシミュレーションや効果検証、デジタル技術による新たなサービス



目指すべきまちづくりの方向性に向けた具体的な取組（イメージ）

官民の多様な主体によるビジョンの共有 “自然や景観・歴史文化” “人や企業のつながり・コミュニティ”などの地域資本の活用

都市アセットを最大限に利活用

都市アセットのポテンシャルを引き出す空間づくり



ウォーカブル空間創出のための街路空間の再構築（松山市）

多様な人々の賑わいを生むための駅前広場の再整備（天理市）



民間と連携した公園のリノベーション・利活用（名古屋市）

旧温泉宿を活用した coworking スペースの設置（別府市）

使われていない土地や限られた空間の有効活用



土地区画整理事業で集約した空店舗等の敷地の活用（彦根市）

立体空間を活用した緑・オープンスペースの創出（目黒区）



景観に配慮した空地の広場化（高山市）

公共空間の可変的・柔軟な利活用



街路空間におけるオープンテラスによる活用（沼津市）

災害時の公園での避難者への給水（熊本市）

デジタル技術を活用した都市サービスの提供



顔認証受付・決済で手ぶら観光

混雑情報・防災情報等まちの情報のリアルタイム発信

誰もがスムーズに自由に動けるモビリティ

まちなかでの社会実験



空き地を暫定利用した広場化の社会実験（福山市）

自動運転技術を活用した公園での社会実験（奈良市）

まちづくりの担い手、プロセスの充実



データ活用の中心的な役割を担うまちづくり団体（柏市）

データによりまちの課題を可視化し、市民参加を充実（松山市）

データの整備・共有に向けたルールづくり



3D都市モデルの整備・活用

地域の官民データ共有のルールづくり

2. その他最近の動き

➤ 新型コロナ危機を契機としたまちづくり

- ・「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」（論点整理）
- ・デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会

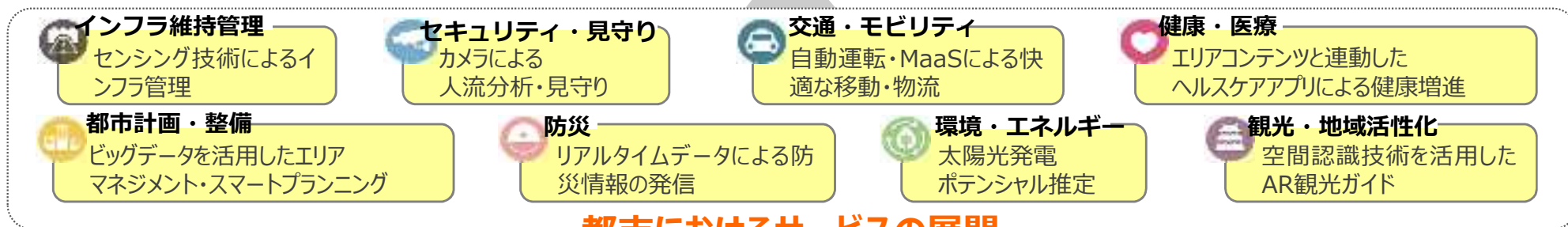
➤ まちづくりのデジタル化

- ・スマートシティ
- ・3D都市モデル Project PLATEAU（プラトー）

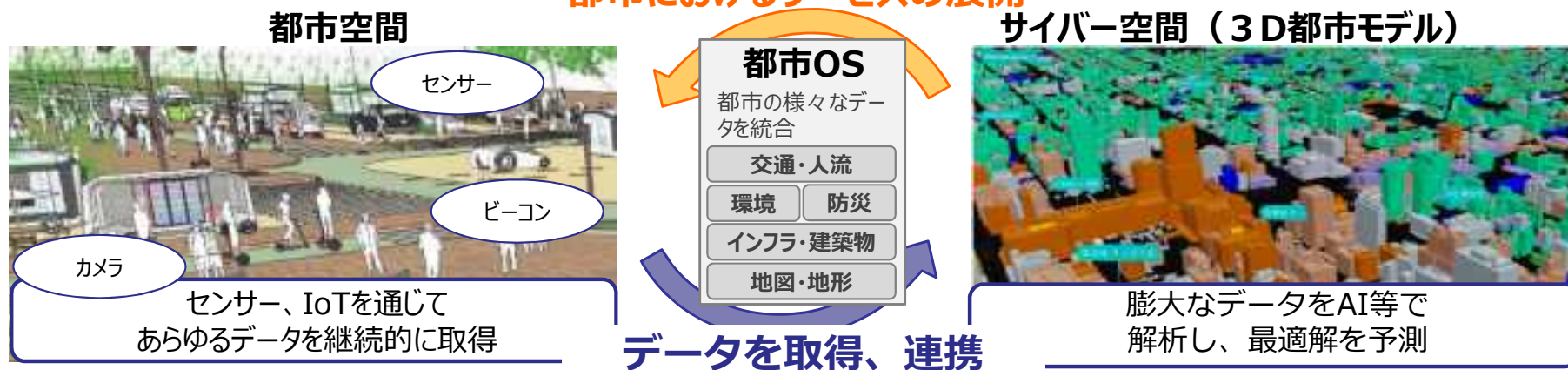
スマートシティの社会実装の加速

新技術や官民データの活用により都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図ることで、住民満足度の向上やグリーン化など多様で持続可能な「スマートシティ」の社会実装の加速に向けて、モデルプロジェクトを支援するとともに、センサー等のデジタル技術の都市空間への実装を支援する。また、「スマートシティ」を始めとしたまちづくりのDXを進めるため、基盤となる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進する。

住民満足度の向上、グリーン化など多様で持続可能なスマートシティを構築



都市におけるサービスの展開



国土交通省都市局の主な取組

- ① 牽引役となるモデル事例の構築と全国への普及促進
- ② スマートシティの基盤となる3D都市モデルの構築支援
- ③ デジタル技術の都市空間への実装支援



政府の推進体制と官民連携プラットフォームを軸とした取組

○Society5.0の実現に向け、政府一丸となって、さらに産官学の連携によりスマートシティの取組を推進。

政府一丸となったスマートシティの推進体制

統合イノベーション戦略推進会議

議長：官房長官、議長代理：科学技術担当大臣

指示 ▼ ▲ 報告

スマートシティ・タスクフォース会合

関係府省（事務局：内閣府）

○ 関係府省連携による施策推進体制

内閣府（科技）

全体総括

具体のモデルプロジェクトの実現と全国普及

国交省

○複数分野にまたがるまちづくりに関するプロジェクト

○新たなモビリティサービスに関するプロジェクト

経産省

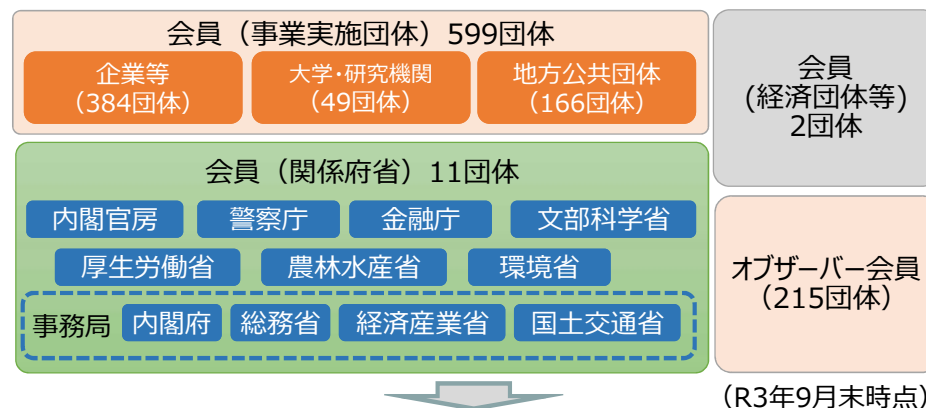
総務省

○各プロジェクトにおけるデータ連携基盤（システム）の整備

産官学連携によるスマートシティの推進体制

官民の知恵やノウハウを結集してスマートシティの取組を加速すべく、企業、地方公共団体、大学、関係府省等を構成員とした官民連携プラットフォームを令和元年8月に設立。

官民連携プラットフォームの構成（合計827団体）



① 事業支援

各府省のスマートシティ関連事業を実施する会員に対して、資金面に加え、ノウハウ面でも各府省が一体となって支援

③ マッチング支援

解決したい課題を持つ地方公共団体等と、解決策やノウハウを持つ民間事業者等とのマッチングを支援

② 分科会

共通する課題を抱える会員相互で課題の解決策等の検討のため分科会を開催（分科会の成果は会員間で共有）

④ 普及促進活動

各地におけるスマートシティの取組の普及や、モデル事業で得られた知見等の横展開を図るための活動を実施

国土交通省スマートシティモデルプロジェクト

令和元年度より、全国の牽引役となる先駆的な取組や早期の事業化促進等に対して、国より財政的な支援や直接的なコンサルティングを実施。

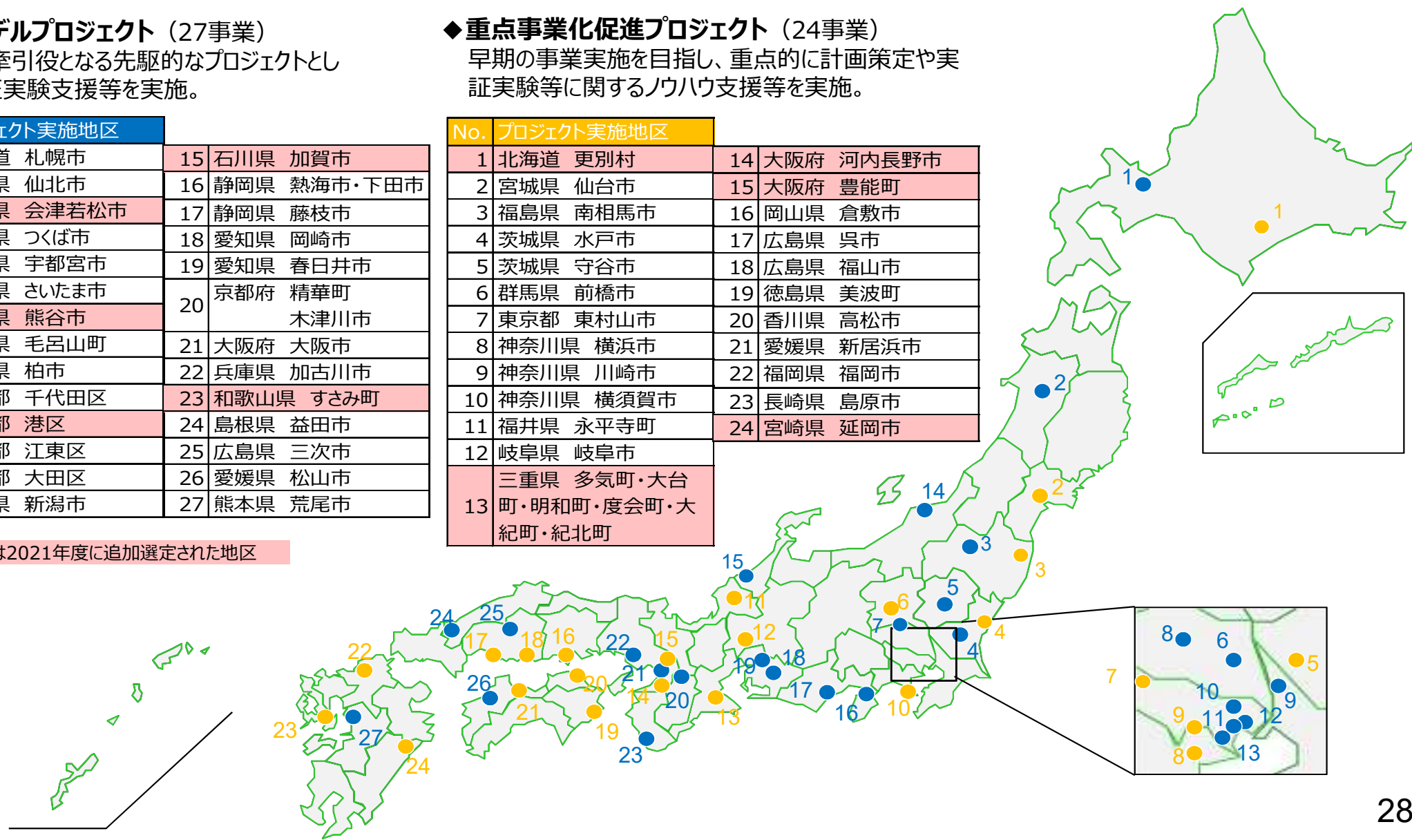
◆**先行モデルプロジェクト**（27事業）
 全国の牽引役となる先駆的なプロジェクトとして、実証実験支援等を実施。

No.	プロジェクト実施地区
1	北海道 札幌市
2	秋田県 仙北市
3	福島県 会津若松市
4	茨城県 つくば市
5	栃木県 宇都宮市
6	埼玉県 さいたま市
7	埼玉県 熊谷市
8	埼玉県 毛呂山町
9	千葉県 柏市
10	東京都 千代田区
11	東京都 港区
12	東京都 江東区
13	東京都 大田区
14	新潟県 新潟市
15	石川県 加賀市
16	静岡県 熱海市・下田市
17	静岡県 藤枝市
18	愛知県 岡崎市
19	愛知県 春日井市
20	京都府 精華町 木津川市
21	大阪府 大阪市
22	兵庫県 加古川市
23	和歌山県 すさみ町
24	島根県 益田市
25	広島県 三次市
26	愛媛県 松山市
27	熊本県 荒尾市

◆**重点事業化促進プロジェクト**（24事業）
 早期の事業実施を目指し、重点的に計画策定や実証実験等に関するノウハウ支援等を実施。

No.	プロジェクト実施地区
1	北海道 更別村
2	宮城県 仙台市
3	福島県 南相馬市
4	茨城県 水戸市
5	茨城県 守谷市
6	群馬県 前橋市
7	東京都 東村山市
8	神奈川県 横浜市
9	神奈川県 川崎市
10	神奈川県 横須賀市
11	福井県 永平寺町
12	岐阜県 岐阜市
13	三重県 多気町・大台町・明和町・度会町・大紀町・紀北町
14	大阪府 河内長野市
15	大阪府 豊能町
16	岡山県 倉敷市
17	広島県 呉市
18	広島県 福山市
19	徳島県 美波町
20	香川県 高松市
21	愛媛県 新居浜市
22	福岡県 福岡市
23	長崎県 島原市
24	宮崎県 延岡市

※赤着色は2021年度に追加選定された地区

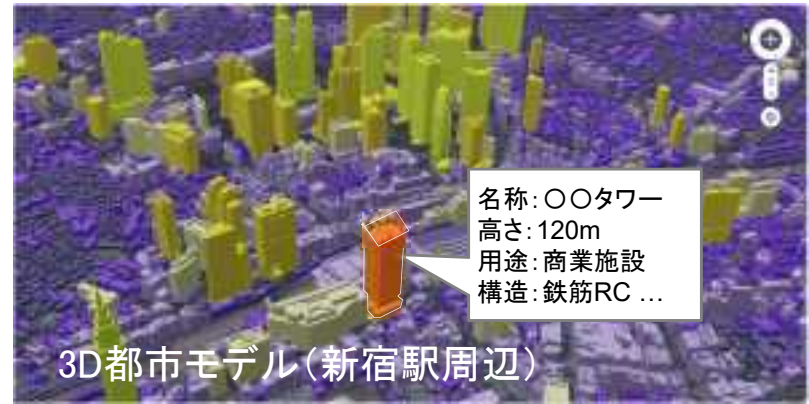


3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進

➤ PLATEAU は、スマートシティを社会実装するためのデジタル・インフラとして、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するリーディング・プロジェクト。

3D都市モデルの整備

- 都市の形状全体をデータとして再現するとともに、建物等のオブジェクト一つ一つが用途や構造等の属性情報を保持し、「カタチ」だけでなく「意味」もデータ化(Google Earthとの違い)。
- 令和2年度は自治体が保有する都市計画GIS等の既存データを活用した安価な整備スキームを確立。



3D都市モデルのオープンデータ化

- G空間情報センターにて、広く一般にデータを公開。
- オープンライセンスを採用し、二次利用を可能とすることで、各分野における研究開発や商用利用を促進。
- 地方自治体職員向けのガイダンスから、民間企業、研究機関、エンジニア向けの技術資料、ソースコードまで幅広く知見を公開することで、3D都市モデルの全国展開を促進。



国際標準を採用したデータフォーマット

- データフォーマットには地理空間情報分野における国際標準化団体が国際標準として策定した“CityGML 2.0”を採用し、多様な分野における活用が可能な高い相互流通性を実現。



ニーズに合わせた利用

洪水等の災害ハザード情報や人流データなどの様々なデータを重ね合わせることができ、ニーズに合わせた分析やシミュレーションを行うことが可能。



➤ 洪水浸水想定区域を3D表示



➤ 3D都市モデル上で人流データを可視化

3D都市モデルユースケース① スマートプランニング、防災



PLATEAU×スマートプランニング

レーザーセンサーによる高精度でリアルタイムな人流計測 (株)日立製作所ほか

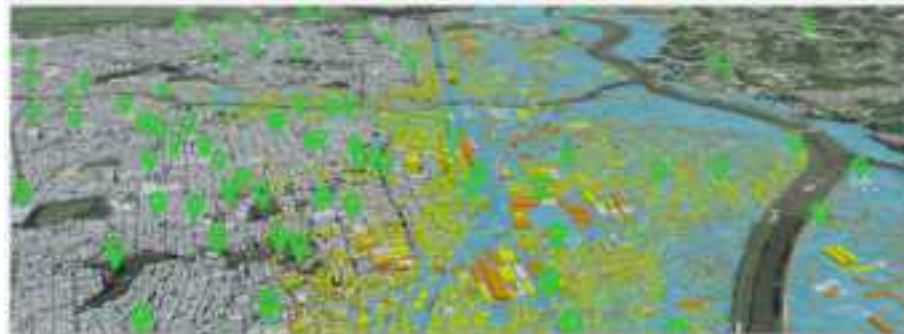
- ・レーザーセンサーから取得したデータを用いて移動軌跡を3D都市モデル上で可視化することで、人の移動状況をアニメーションとして時系列順に表示。

プローブパーソン調査を活用したスマート・プランニング (静岡県沼津市)

- ・スマホを活用したプローブパーソン調査 (人や車の移動状況データ) を3D都市モデルを用いて可視化。

成果・期待される効果

- ・駅周辺の建物と人の流れの関係性を時間帯別に把握することができ、データに基づく議論により、より精緻なまちづくりのプランニングの実現が期待される。
- ・駅南北間の分断状況や歩行者の回遊行動の実態が明らかになった。



PLATEAU×防災

垂直避難可能な建物の可視化を踏まえた防災計画検討 (福島県郡山市)

- ・「浸水深」、「建物高さ」、「階高」、「構造種別」(木造建物か否か)、「家屋倒壊等氾濫想定区域」等のデータから、最大浸水深となっても最上階が浸水しない建物を抽出し、建物の最上階へ緊急的に垂直避難が可能と判定するアルゴリズムを作成した。

成果・期待される効果

- ・最上階が浸水しない建物を垂直避難可能な建築物として都市スケールでピックアップすることに成功した。
- ・民間施設との防災協定締結や防災指針の検討、防災意識啓発、マイタイムライン作成時の活用が期待される。



3D都市モデルユースケース② プロモーション、物流



PLATEAU×プロモーション

バーチャル都市空間におけるまちあるき・購買体験 (株三越伊勢丹ホールディングス)

・3D都市モデルを用いて新宿三丁目エリアをバーチャル空間で再現し、購買体験をはじめとする都市機能の提供をバーチャル空間上で実現した。

空間認識技術を活用したAR観光ガイド (株JTB・(株)JTB総合研究所・凸版印刷(株))

・3D都市モデルをバックデータとして構築したVPS技術を活用して画像から現在の位置を推定するARガイドアプリを開発した。

成果・期待される効果

- ・その世界に入り込んだようなバーチャル空間を構築し、新たな「まちあるき」体験を提供。
- ・エリアの魅力の認知や立地店舗のEC活性化につながる可能性を創出。
- ・3D都市モデルを用いたVPSがAR飲食店ガイドとして活用可能であることを確認。



PLATEAU×物流

物流ドローンのフライトシミュレーション (株A.L.I. Technologies)

・これまで人間が行っていた都市空間における安全かつ効率的なドローン運航ルートを手動で算出するシミュレータを開発した。

工事車両の交通シミュレーション (株竹中工務店)

・建物や道路、橋等の地物や地区の用途など多様な情報を取り込むことで、都市における複雑かつ多様な要素を考慮したシミュレーターを開発した。

成果・期待される効果

- ・都市部におけるドローン運航の解禁を見据えた物流ドローンの社会実装に貢献することが期待される。
- ・地域住民の安心や工事に対する理解促進に貢献することが期待される。



3. 今後ご議論いただくに当たっての観点の例

今後ご議論いただくに当たって

念頭に置くべき社会経済状況の変化

- 人口減少・少子高齢化
- 市民ニーズの多様化/加速的变化
- データ・デジタル技術の発達
- 都市インフラ整備の概成、陳腐化・老朽化
- 脱炭素化の要請
- 災害リスクの高まり
- など



<考えられる観点の例>



マクロの観点(都市の構造等)

- 市民の生活圏の実態等や災害リスクに即した都市機能・居住の誘導(コンパクト化)や土地利用の最適化を図るための広域的な調整のあり方
- まちづくりの効果を最大化するための他分野(医療・教育等)との連携のあり方
- 利便性が高く、かつ持続可能な都市交通体系のあり方
- 居住誘導区域外・都市計画区域外等の非集約エリアへの対応のあり方
- など

ミクロの観点(事業手法、担い手、コンテンツ等)

- データやデジタル技術を活用したアジャイルなまちづくりを可能にするまちづくり・都市計画制度
- まちづくり・都市計画における地域住民・民間事業者・エリアマネジメント団体等の担い手の役割強化・支援
- オープンスペースへのニーズ拡大等に対応した自由度の高い公共空間の管理・利活用
- 既存の都市インフラの維持・更新・機能向上方策
- 地域単位での面的な脱炭素の取組の促進のための方策
- など